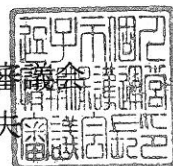




26 逗 個 情 運 発 第 12 号
2014 年（平成 26 年）10 月 7 日

逗子市長 平 井 竜 一 様

逗子市個人情報保護運営審議会
会 長 立 川 丈 夫



逗子市が公共施設に設置する防犯カメラの管理運用事務に係る
個人情報の本人外収集及び本人通知の省略について（答申）

2014 年（平成 26 年）9 月 4 日付け、諮問第 16 号「逗子市が公共施設に設置する防犯カメラの管理運用事務に係る個人情報の本人外収集及び本人通知の省略について」に係る逗子市個人情報保護条例第 8 条第 3 項第 6 号及び同条第 4 項の規定に基づく、本人外収集及び本人通知の省略につきましては、審議の結果、諮問の内容を適当と認め答申します。

記

本答申に基づき、防犯カメラ設置及び管理運用にあたっては個人の権利利益を不当に侵害することのないよう十分留意されたい。

また、今後市が公共施設に新たに防犯カメラを設置し管理運用を開始する場合は、管理運用にかかる要綱を遵守し、各所管課において要領等を定め、本審議会へ報告されたい。

以上